

蒲郡市私立高等学校等授業料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立高等学校、私立中等教育学校の後期課程及び私立専修学校高等課程（以下「私立高等学校等」という。）に在籍する生徒の就学に係る保護者の授業料負担の軽減を図るため、蒲郡市私立高等学校等授業料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象生徒の要件)

第2条 授業料の補助の対象となる生徒（以下「対象生徒」という。）は、補助を受けようとする年度（以下「当該年度」という。）の10月1日において、私立高等学校等に在籍し、かつ、当該生徒の授業料負担者（対象生徒の親権を持つ父及び母をいい、親権を持つ者がいない場合は主たる生計維持者等をいう。以下同じ。）が市内に住所を有し、当該授業料負担者の課税標準額及び市町村民税の調整控除額を用いて次の計算式により算定された額（以下「基準額」という。）が270,299円以下となる者とする。

課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額

- 2 前項に規定する判定基準に該当するかどうかは、授業料負担者である父及び母の両者の基準額の合計額で判断する。ただし、離婚等で親権者が1名の場合は1名の基準額で判断し、親権者がいない場合は主たる生計維持者等の基準額で判断する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、私立高等学校等に在籍した期間が通算して36月を超える生徒（定時制又は通信制の課程に在籍する生徒にあつては、私立高等学校等に在籍した期間が通算して48月を超える生徒）は、対象としない。

(補助額)

第3条 授業料の補助額は、1学年度につき12,000円とする。ただし、当該年度分として私立高等学校等に納付すべき授業料の額が補助額に満たない場合は、補助額はその納付すべき授業料の額を限度とする。

- 2 国と都道府県の授業料補助額の合計額が納付すべき授業料の全額を満たしている場合は、補助しないものとする。

3 国と都道府県の授業料補助額の合計額と当市の授業料補助額の合計額が納付すべき授業料の額を上回る場合は、授業料から国と都道府県の授業料補助額の合計額を差し引いた額とする。

4 補助金は予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第4条 授業料の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、在籍する私立高等学校等を設置する者（以下「設置者」という。）に申し込むものとし、当該申込みを受けた設置者は、市長に申請するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、申請者は直接市長に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、蒲郡市私立高等学校等授業料補助金交付申請書（第1号様式）により、当該年度の別に定める日までに、蒲郡市長に提出しなければならない。ただし、前項ただし書の規定による申請の場合は、蒲郡市私立高等学校等授業料補助金交付申請書（第1-1号様式）による。

3 市長は、対象生徒の資格等を確認するため、必要な資料等の提出を求めることができる。

4 規則第13条に規定する実績報告は、第1項の規定による申請をもってこれに代える。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定により提出された交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに蒲郡市私立高等学校等授業料補助金交付決定通知書（第2号様式）により設置者に通知しなければならない。ただし、前条第1項ただし書きの規定による申請の場合は、速やかに蒲郡市私立高等学校等授業料補助金交付決定通知書（第2-1号様式）により当該申請者に直接通知しなければならない。

2 規則第14条に規定する額の確定の通知は、前項の通知をもってこれに代える。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付決定後、設置者の請求に基づき補助金を交付する。ただし、第4条第1項ただし書きの規定による申請者の場合は、当該申請者に直接交付するものとする。

(事情変更による確定の変更)

第7条 市長は、補助金を交付すると決定した場合において、対象生徒が中途退学

等で変更が生じたときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、当該年度の授業料の納付額が補助金の交付決定額を超えている場合は、この限りでない。

(証拠書類の提出)

第8条 設置者は、対象生徒が授業料の補助を受けたことを明らかにした証拠書類を市長に提出しなければならない。

(返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により授業料の補助を受けた者があるときは、その者がすでに受けた補助金の全部、又は一部を返還させることができる。

(書類等の備付)

第10条 補助金の交付決定を受けた設置者又は第4条第1項ただし書きの規定による申請者は、補助金に係る証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年6月15日から施行し平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年7月1日から施行し平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行し平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行し平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行し平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行し平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行し平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行し平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年8月17日から施行し平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から施行し平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行し平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月25日から施行し平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行し平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月20日から施行し平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月28日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

蒲郡市私立高等学校等授業料補助金交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

学校所在地

学 校 名

設置者住所

名 称

代 表 者

年度蒲郡市私立高等学校等授業料の補助金を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 金 額 円

2 対象者数

第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		計	
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円

3 対象者 別紙のとおり

(別紙)

対象生徒氏名等の一覧表

整理番号	学年・組	対象生徒		授業料負担者		課税標準額×0.06 ー市町村民税の調整控除額	ア 授業料年額 円	イ 授業料補助年 円	アーイ 納入すべき 授業料年額 円
		氏名	住所	氏名	住所				
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								
	・								

(注) 1 「対象生徒住所」及び「授業料負担者住所」の欄は、10月1日現在の住所を記入すること。
2 「授業料補助年額」の欄は、都道府県及び他市町村の補助金の合計を記入すること。

蒲郡市私立高等学校等授業料補助金交付申請書

年 月 日

蒲郡市長 様

〒 (—)

申請者 住 所

授業料負担者名

電話番号 (— —)

年度蒲郡市私立高等学校等授業料の補助金を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請にあたり、蒲郡市が住民基本台帳を閲覧すること及び在籍校が学校証明欄の内容を蒲郡市に情報提供することに同意します。

対象生徒	補助金申請金額	円		
	学 校 名	高等学校・中等教育学校 専修学校・専門学校		
	学科及び学年組	科 第	学 年	組
	氏 名		申 請 者 との続柄	
	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		

学 校 証 明 欄	上記の生徒は、 年10月1日現在、本校に在籍していることを証明します。 また、該当生徒の10月1日現在の世帯状況につきましては、以下のとおりです。		
	課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額が 270, 299 円までの世帯		
	上記基準をこえる		
	不明		
国の就学支援金、都道府県の授業料軽減、特待生免除額等を差し引いた残りの納付すべき授業料は、 円です。			
年 月 日 住 所 学校名 学校長			
<input type="checkbox"/> 印			

※判定区分が「不明」の場合、税関係課窓口で住民税決定証明書を取得して添付してください。

整理番号	
------	--

年 月 日

学校法人

理事長

様

申込者（授業料負担者）

住 所

氏 名

年度蒲郡市私立高等学校等授業料補助申込書

蒲郡市が行う授業料の補助を受けたいので、下記のとおり申請してください。
申請にあたり、蒲郡市が住民基本台帳を閲覧すること及び学校が世帯の課税標準額等、補助金の判定に必要な税情報を蒲郡市に提供することに同意します。

記

1 学校名	
2 生徒の学年・組・氏名	第 学年 組 氏名
3 生徒からみた申込者 (授業料負担者)の続柄 (該当を○で囲む)	父・母・兄・姉・その他 ()
4 生徒の現住所	(生徒と申込者が同居していない場合のみ記入)

口座振替依頼書

※ 口座名義人は申込者（授業料負担者）でお願いします。

(フリガナ) 口座名義人	
振込先	銀行 信用金庫 農協 信用組合 漁信 本店支
預金種目	普通・当座
口座番号	

下記には記入しないでください

銀行コード	
店番	
振込金額	

第2号様式（第5条関係）

年度蒲郡市私立高等学校等授業料補助金交付決定通知書

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付で申請のあった 年度私立高等学校等授業料補助金
については、蒲郡市私立高等学校等授業料補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付決定する。

記

- 1 補助金交付決定金額 金 円
- 2 交付決定者氏名等 申請書のとおり

(交付決定者内訳)

学校

学年	人数	金額
1年	人	円
2年	人	円
3年	人	円
4年	人	円
合計	人	円

第2-1号様式（第5条関係）

年度蒲郡市私立高等学校等授業料補助金交付決定通知書

年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付で申請のあった私立高等学校等授業料補助金については、蒲郡市私立高等学校等授業料補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付決定する。

記

学 校 名		制
生徒の学年・氏名	第 学年 組	氏名
授業料補助金交付 決定額（年額）		円
備 考		